

デイサービス虹の家運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社デイサービス虹の家(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所サービスにあっては要支援状態、介護予防通所サービスにあっては要支援状態又は事業対象者)にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業に基づいたサービス(以下「介護サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- ① 指定地域密着型通所介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 介護予防通所サービスの提供に当たって、事業所の生活相談員等は要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、要介護状態にならないよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 介護事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 有限会社デイサービス虹の家

所在地 愛知県豊橋市花田町字小松 88 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員 生活相談員を兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 従業者
生活相談員 4名(常勤職員 2名 内1名は管理者と兼務
内1名は介護職員と兼務)
(非常勤職員 2名 内2名は介護職員と兼務)

介護職員	7名（常勤職員 3名 内1名は生活相談員と兼務） （非常勤職員 4名 内2名は生活相談員と兼務 内2名は看護職員及び機能訓練指導員と兼務）
看護職員	2名（非常勤職員 介護職員及び機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員	2名（非常勤職員 介護職員及び看護職員と兼務）

従業者は、介護サービスの業務の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- ② 営業時間は午前9時から午後5時までとする。
サービス提供時間午前9時20分より午後4時20分までとする。

（利用定員）

第6条 介護サービスの利用者定員は次のとおりとする。

1単位目15名

（サービスの内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは、豊橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に記載された額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に明記されている割合を利用者負担とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 生活相談

（保険外利用料金）

第8条 介護保険外の料金は次の通りとし、各項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

- ① 第10条の通常事業の実施地域を越えて行う介護サービスに要した送迎の費用は通常の事業実施地域から片道5km以上100円とする。
- ② 昼食代600円とする。
- ③ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ④ 利用者の希望により通常の時間を越えて行った介護サービスについては話し合いとす

る。

- ⑤ 当施設のリハビリパンツ及びパットを使用した場合は、リハビリパンツ 1 枚 1 0 0 円、パット 1 枚 5 0 円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時等における対応方法は次のとおりとする。

- ① 生活相談員等は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- ② 緊急を要する事態が生じたときは家族に連絡なく救急措置を取る事がある。
- ③ 緊急事態が起きた時救急措置を望まない方はその旨を事前に申し出てください。

(通常の事業実施地域)

第 10 条 通常の事業実施地域は豊橋市（花田・羽根井・汐田・吉田方・牟呂・新川・松山・松葉・中野・福岡）とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第 11 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示にしたがってサービスを受けてもらうよう指示を行い、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときには、すみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないように利用する。
- ③ 時間に遅れた場合や、早く帰る場合は送迎のサービスが受けられない場合がある。
- ④ 体調不良によるサービスの変更を除き、利用者の都合でサービスを中断する場合は、キャンセル料をいただくことがあります。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとし、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業者は、虐待防止のための措置についての責任者を定め、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図る為、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修採用後1月以内
- ② 継続研修年1回以上
- ③ 虐待防止に関する研修年1回以上
- ④ 権利擁護に関する研修年1回以上
- ⑤ 認知症ケアに関する研修年1回以上
- ⑥ 介護予防に関する研修年1回以上
- ⑦ 防災に関する研修年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、サービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から定められた期間保存するものとする。

この規定に定める事項他、運営に関する重要事項は、有限会社デイサービス虹の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成15年9月1日から施行する。

附則 この規定は、平成18年2月1日に改定する。

附則 この規定は、平成18年12月1日に改定する。

附則 この規定は、平成19年4月1日に改定する。

附則 この規定は、平成19年5月1日に改定する。

附則 この規定は、平成19年10月25日に改定する。

附則 この規定は、平成20年1月4日に改定する。

附則 この規定は、平成20年7月1日に改定する。

附則 この規定は、平成21年4月1日に改定する。

附則 この規定は、平成21年8月1日に改定する。

附則 この規定は、平成21年10月1日に改定する。

附則 この規定は、平成24年4月1日に改定する。

附則 この規定は、平成25年7月1日に改定する。

附則 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日に改定する
附則 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、平成 28 年 6 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、平成 29 年 10 月 1 日に改定する
附則 この規定は、令和元年 6 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、令和 2 年 5 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、令和 3 年 6 月 1 日に改定する。
附則 この規定は、令和 4 年 6 月 1 日に改定する。